

## 公益社団法人長野県社会福祉士会会費に関する規則

### (目 的)

第1条 この規則は公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金ならびに会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

### (入会金)

第2条 本会の定款第7条に規定する正会員（以下「正会員」という。）の入会金は、5,000円とする。

### (正会員の会費)

第3条 本会の正会員の年会費は、15,000円とする。ただし、入会年度の会費については減免する。

2 第1項の年会費のうち5,000円は、公益社団法人日本社会福祉士の年会費分として負担するものとし、それ以外の目的には支出しない。

3 一旦納入された年会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

### (賛助会員の会費)

第4条 本会定款第7条に規定する賛助会員の会費は、個人会員は1口5,000円、団体会員は1口10,000円とする。

2 会員資格は、会費納入日が属する年度とし、申し出がない限り自動継続とする。

### (待 遇)

第5条 賛助会員は、個人会員、又は団体会員ごとに別表1の待遇を受けることができる。

### (準会員の会費)

第6条 本会の定款第7条に規定する準会員の年会費は、5,000円とする。

### (会費の納入)

第7条 年会費は、毎年4月1日から12月31日までの間に、当該年度分の全額を一括して納入するものとする。

### (委 任)

第8条 この規則に定めるもののほか、本会の会費に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

### (改 廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

### 附 則

1 この規則は、平成25年 9月 2日から施行する。

2 この規則は、平成28年 6月 4日から施行する。

### 別表 1

1 個人会員
① 本会の広報紙や研修情報の送付を受けられる。
② 本会主催研修会の参加費割引（正会員と同額）を受けられる。
2 団体会員
① 本会の広報紙や研修情報の送付を受けられる。
② 本会の研修会や総会で当該団体の書籍販売等を行える（会場の販売規制等がある場合を除く。）
③ 本会主催研修会の参加費割引（1口につき、1研修2名分は正会員と同額）を受けられる。
④ 団体の研修会等のため本会会員を講師として派遣依頼する場合、優先的に調整を受けられる。

